

島根県道路啓開計画の策定に向けて

令和8年7月8日

島根県道路啓開協議会

全般事項

【既存計画との整合】

島根県地域防災計画、島根県緊急輸送道路ネットワーク計画と整合が図れた計画とする

【計画の構成(案)】

中国地方道路啓開計画の構成に準拠する

(理由)

- ・道路法第22条の3 第2項に掲げる事項毎に構成されており、わかりやすい
- ・国の構成に準拠した方が関係者間で共有する際にもわかりやすい

【中国地方道路啓開計画】

目 次

1. 計画の目的と想定する大規模災害	1	5. 資機材の備蓄・調達	43
1.1. 計画の目的	1	5.1. 資機材の必要量の算出	43
1.2. 想定する大規模災害	2	5.1.1. 被害想定	43
1.2.1. 対象災害	2	5.1.2. 被災想定に対する必要資機材量	48
1.2.2. 想定する震度	3	5.2. 備蓄量及び不足量の確認	54
1.2.3. 想定する津波	4	5.3. 不足量の対応（調達）	56
1.2.4. 想定する被災地域	5	5.4. 備蓄量の確認と見直し	56
2. 道路啓開の目標	6	5.5. 想定を超えた状況への対応	56
3. 優先的に啓開を実施する路線・区間	7	5.6. その他	57
3.1. 防災拠点の設定	7	5.6.1. 仮置き場の確保	57
3.2. 被災地域への啓開路線の設定	14	5.6.2. 燃料調達体制	57
3.2.1. 啓開候補路線の考え方	14	6. 実践的な訓練	58
3.2.2. 被災地支援に向けた優先的に道路啓開を実施する路線・区間の設定	15	7. 情報収集・伝達	60
3.2.3. 海路・空路を活用したアクセスルートの確保	20	8. その他	63
4. 道路啓開の方法	25	8.1. 道路啓開計画策定協議会	63
4.1. 道路啓開作業	25	8.2. 道路啓開計画のスパイラルアップ（定期的な計画の見直し）	63
4.1.1. 道路啓開の作業体制の構築	25	8.3. 「道の駅」の活用	64
4.1.2. 啓開ルートの決定	25	8.4. 道路啓開ルートの上のリスクの整理	67
4.1.3. 道路啓開の作業要領	25	8.5. 地域の道路ネットワークの課題等の整理	71
4.2. 道路啓開作業の手順（タイムライン）	33	8.6. 複合災害について	73
4.3. 管理区分を超えた道路啓開の実施	37	8.6.1. 他の自然災害との複合災害について	73
4.4. 道路啓開を実施する建設業者等	38	8.6.2. 原子力災害との複合災害について	77

対象となる災害の種類について (1号関係)

【目次構成(案)】

1. 計画の目的と想定する大規模災害

1.1. 計画の目的

1.2. 想定する大規模災害

1.2.1. 対象災害

1.2.2. 想定する震度

1.2.3. 想定する津波

1.2.4. 想定する被災地域

赤文字：今回方針決定したい項目

青文字：今回概要説明し、次回以降検討する項目

黒文字：次回以降に説明、検討する項目

1. 対象となる災害の種類

【目次構成】

1.2.1. 対象災害

1.2.4. 想定する被災地域

【ガイドライン記載事項】

(1) 地方整備局等の広域ブロック単位の対象災害

地方整備局等の広域ブロック単位の対象災害は、発生確率が高く、広域にわたって甚大な被害が想定される、「首都直下地震」、「南海トラフ地震」、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」を基本とし、最新の被災想定を基に道路啓開計画を策定するものとする。

⇒中国地方道路啓開計画は、「南海トラフ地震」を対象に策定

(2) 都道府県単位の対象災害

都道府県単位の対象災害は、「地域防災計画」や「防災業務計画」で想定されている地震を基本として設定する。

⇒島根県道路啓開計画は、「地域防災計画」に記載の10地震を対象とする（現計画と同じ）

【想定する被災地域】

島根県地域防災計画は、島根県全域を対象に計画を策定しているため、島根県道路啓開計画も整合を図り島根県全域を対象に計画を策定する（現計画と同じ）

1. 想定する地震

【目次構成】
1.2.2. 想定する震度

【島根県地域防災計画 想定対象地震】 ※道路啓開計画も10地震を対象とする

想定地震名	マグニチュード (M)	地震動の 想定	津波の 想定	地震の タイプ	想定理由
宍道断層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い 地震を想定	断層
宍道湖南方断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い 地震を想定	微小地震 発生領域
大田市西南方断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い 地震を想定	断層
浜田市沿岸断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い 地震を想定	歴史地震
弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い 地震を想定	断層

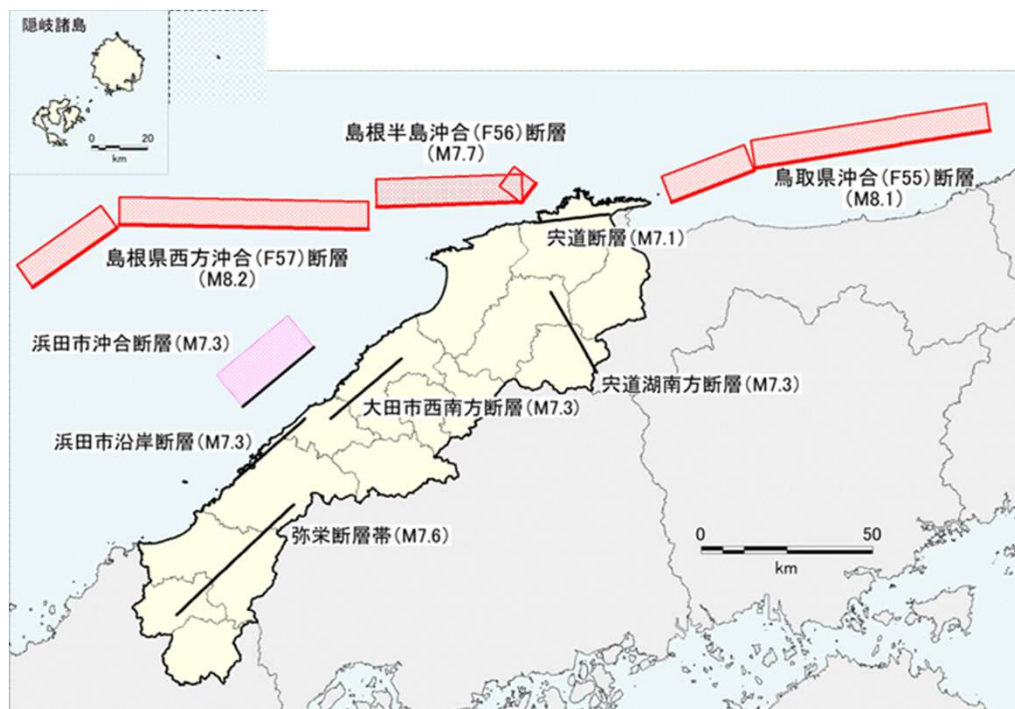
想定地震名	マグニチュード (M)	地震動の 想定	津波の 想定	地震の タイプ	想定理由
青森県西方沖合(F24)断層の地震	8.4	—	○	海域の浅い 地震を想定	国の調査
鳥取県沖合(F55)断層の地震	8.1	○	○	海域の浅い 地震を想定	国の調査
島根半島沖合(F56)断層の地震	7.7	○	○	海域の浅い 地震を想定	国の調査
島根県西方沖合(F57)断層の地震	8.2	○	○	海域の浅い 地震を想定	国の調査
浜田市沖合断層の地震	7.3	○	○	海域の浅い 地震を想定	歴史地震

出典：「島根県地震・津波被害想定調査報告書（平成30年3月）」

陸域の地震

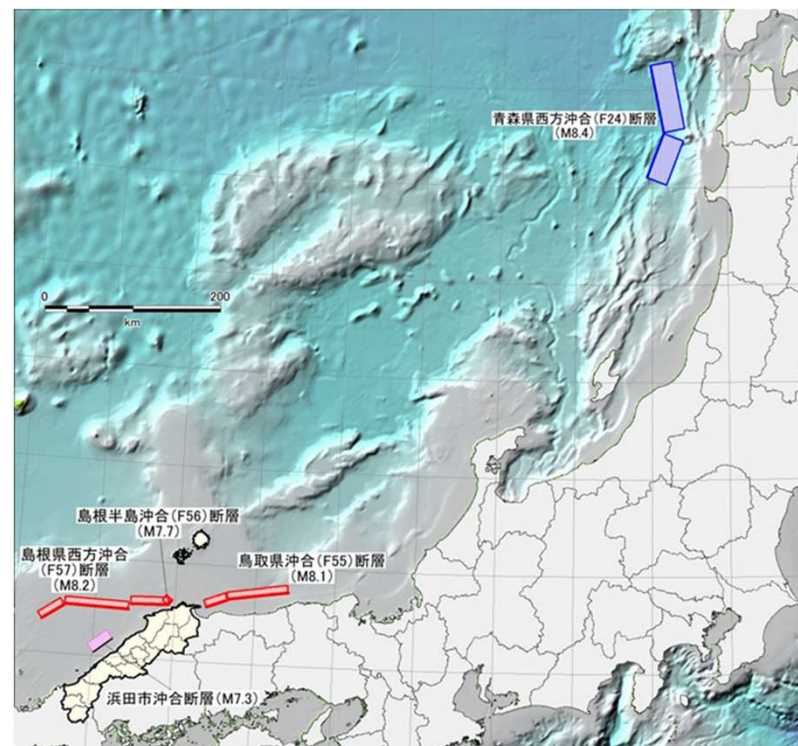
（地震動の想定に用いた断層の位置図）

＜海域の地震で地震動も想定した地震の断層も合わせて図示＞



海域の地震

（津波の想定に用いた断層の位置図）

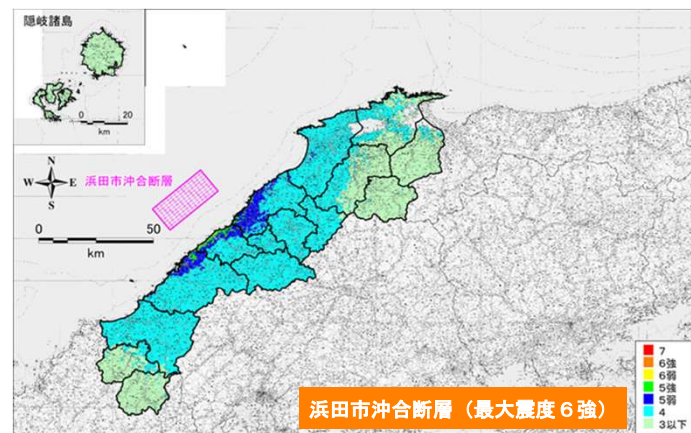
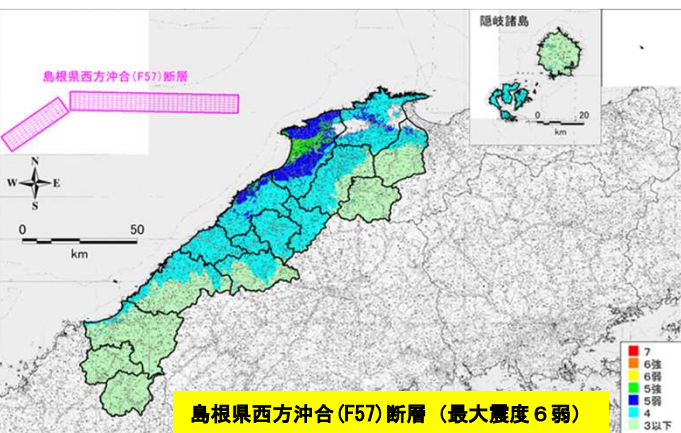
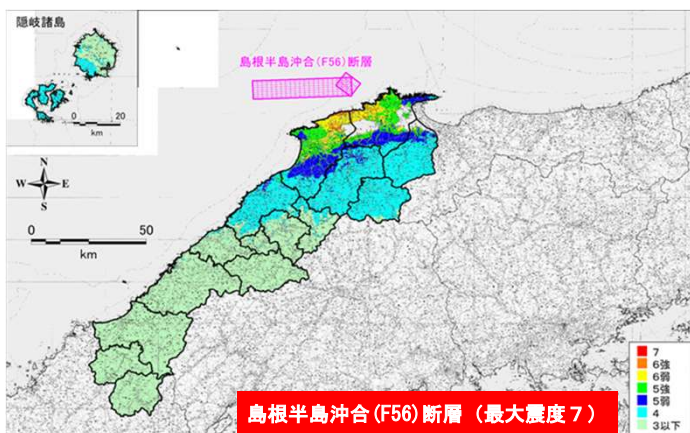
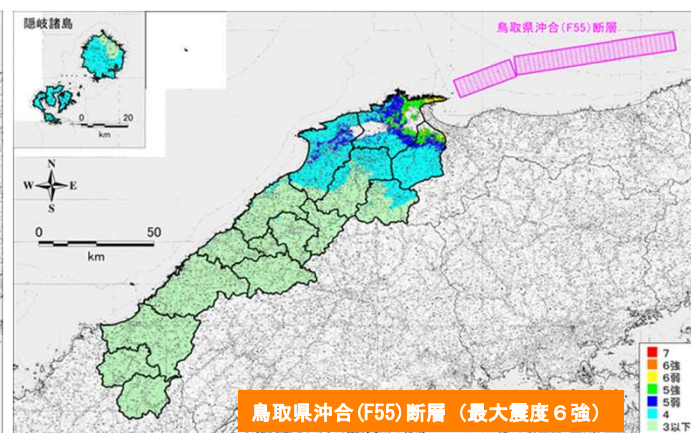
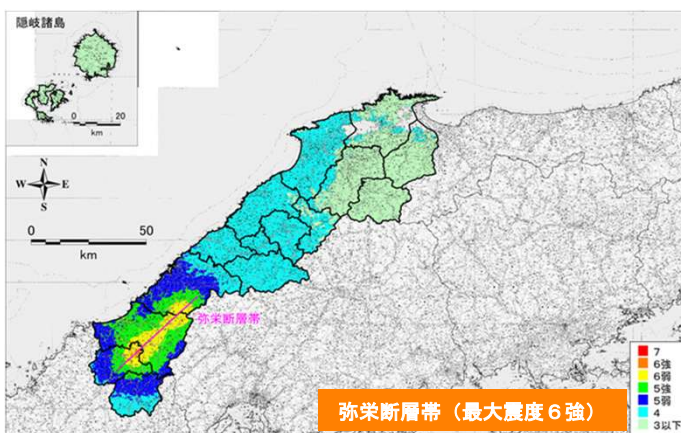
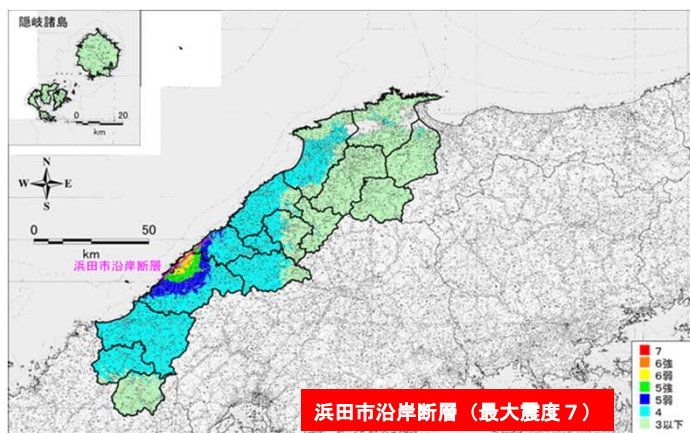
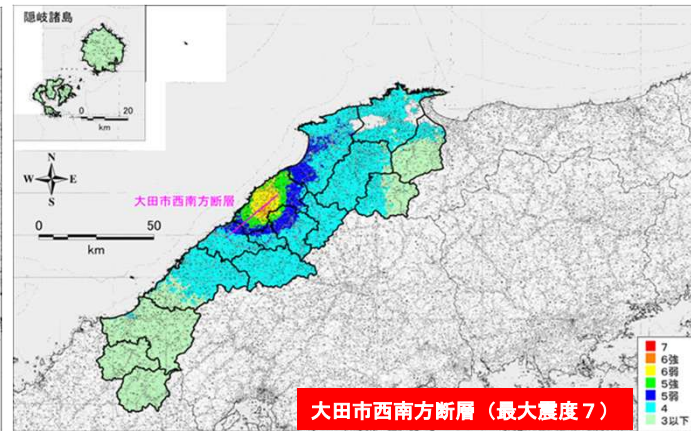
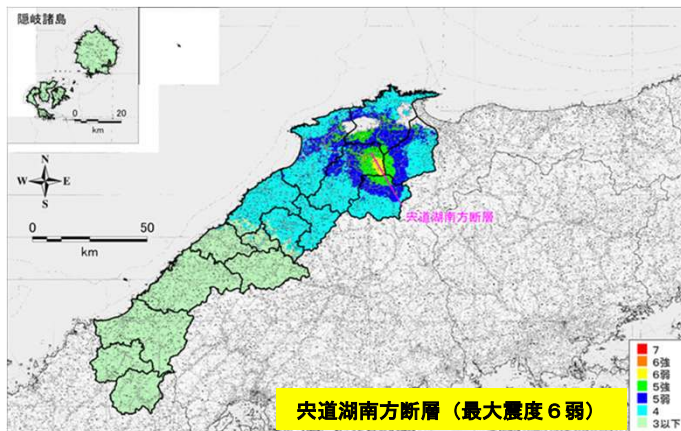
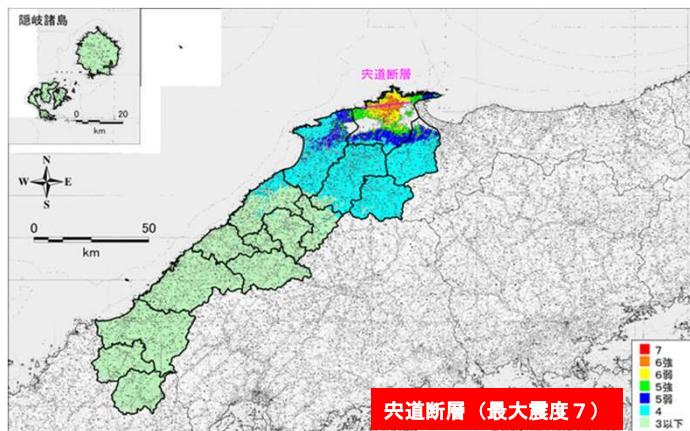


出典：「島根県地震・津波被害想定調査報告書（平成30年3月）」

1. 想定する地震

【目次構成】
1.2.2. 想定する震度

地震動分布（地表）

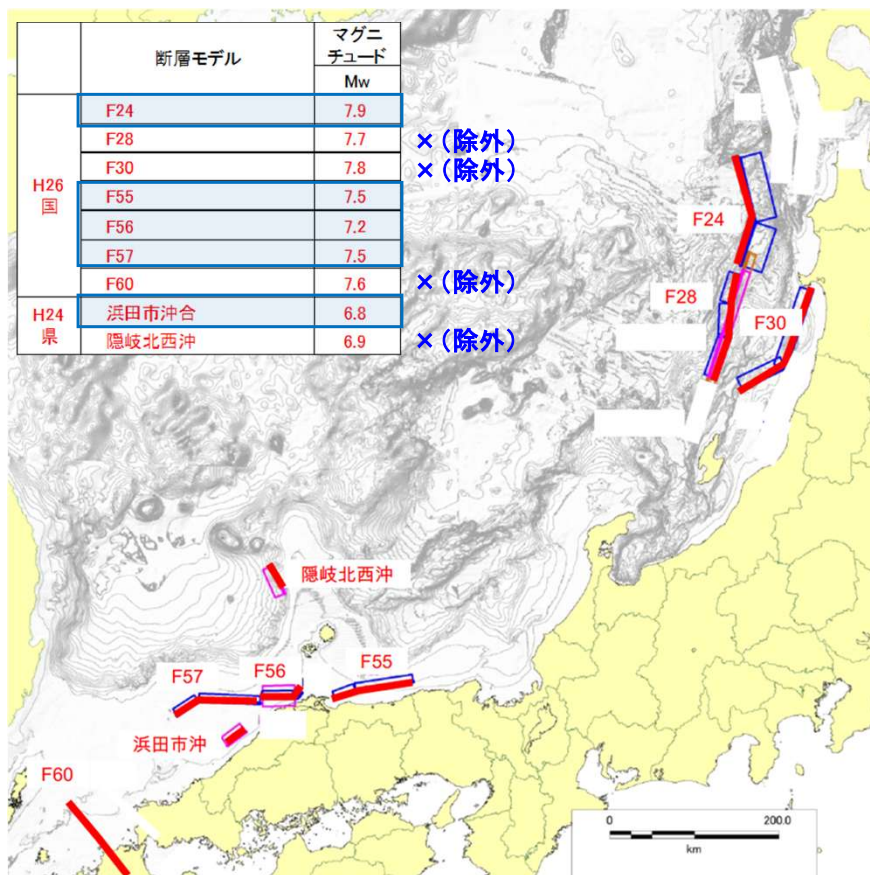


1. 想定する津波

【目次構成】
1.2.3. 想定する津波

- 島根県地震津波防災対策検討委員会（H27～H29）で整理した9断層モデルのうち、**地域防災計画の対象**としている**5断層を対象**とする（F24, F55, F56, F57, 浜田市沖合）

選定された津波断層モデルの位置図



：島根県地域防災計画 想定対象地震

出典：「島根県地震・津波被害想定調査報告書（平成30年3月）」

島根県地震津波防災対策検討委員会及び島根県地域防災計画における整理

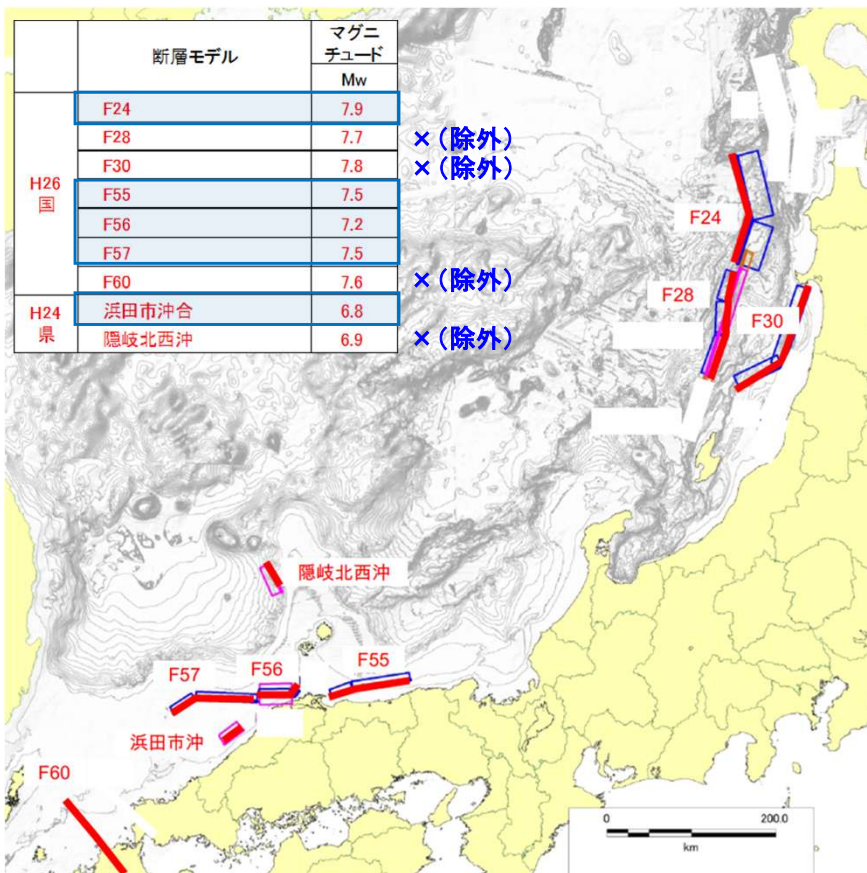
- 遠地地震（F24断層, F28断層, F30断層）
以下の理由からF24を採用（F28断層, F30断層は除外）
 - ・F24断層は全ての地域海岸の浸水想定を実施
 - ・F24断層は島根県内で建物被害が最も多い
 - ・津波到達最短時間は全遠地地震で80分以上で人的被害はゼロ
- 近地地震（F55断層, F56断層, F57断層, F60断層, 浜田市沖合断層）
以下の理由からF60断層は除外
 - ・津波浸水箇所が他断層の津波浸水範囲に概ね包含
 - ・最短津波到達時間は120分程度で人的被害は少ない
 - ・地震動は県内で最大震度4程度であり、他の近地地震より被害は少ない
- 隠岐北西沖の除外
 - ・「隠岐北西沖」は隠岐沿岸に近い断層であるが、隠岐沿岸に面しているのは断層の短辺
 - ・津波は主に断層の長辺に直行した方向に伝搬するため、「隠岐北西沖」は対象外とする

1. 想定する津波(参考)

【目次構成】
1.2.3. 想定する津波

- ・ F24断層の地震が橋梁の浸水長が一番大きい
- ・ F55断層の地震が緊急輸送道路の浸水長が一番長い

選定された津波断層モデルの位置図



：島根県地域防災計画 想定対象地震

市町村ごとの津波浸水想定面積

市町村名	浸水想定面積 (ヘクタール)	備考
松江市	192	
浜田市	251	
出雲市	129	
益田市	58	
大田市	74	
安来市	4	河川遡上
江津市	53	
海士町	128	
西ノ島町	125	
知夫村	40	
隠岐の島町	389	

※1.浸水想定面積は、小数点以下第1位を四捨五入しています
※2.浸水想定面積は、9断層のシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水面積を算出しています

橋梁の浸水長

橋梁管理	総延長(km)	青森県西方沖合 (F24)断層		鳥取県沖合 (F55)断層		島根半島沖合 (F56)断層		島根県西方沖合 (F57)断層		浜田市沖合断層	
		km	%	km	%	km	%	km	%	km	%
NEXCO管理	25.750	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
国管理	21.986	0.8	3.8	0.1	0.4	0.0	0.0	2.1	9.5	1.6	7.3
県管理	55.894	2.1	3.7	1.5	2.6	0.4	0.7	1.6	2.9	1.0	1.8
合計	103.631	2.9	2.8	1.5	1.5	0.4	0.4	3.7	3.6	2.6	2.5

緊急輸送道路の浸水長

緊急輸送道路	総延長(km)	青森県西方沖合 (F24)断層		鳥取県沖合 (F55)断層		島根半島沖合 (F56)断層		島根県西方沖合 (F57)断層		浜田市沖合断層	
		km	%	km	%	km	%	km	%	km	%
第1次緊急輸送道路	1013.5	3.2	0.3	7.6	0.8	0.0	0.0	6.7	0.7	1.3	0.1
第2次緊急輸送道路	798.2	22.6	2.8	26.9	3.4	0.0	0.0	4.6	0.6	0.1	0.0
第3次緊急輸送道路	75.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	1887.4	25.8	1.4	34.6	1.8	0.0	0.0	11.3	0.6	1.4	0.1

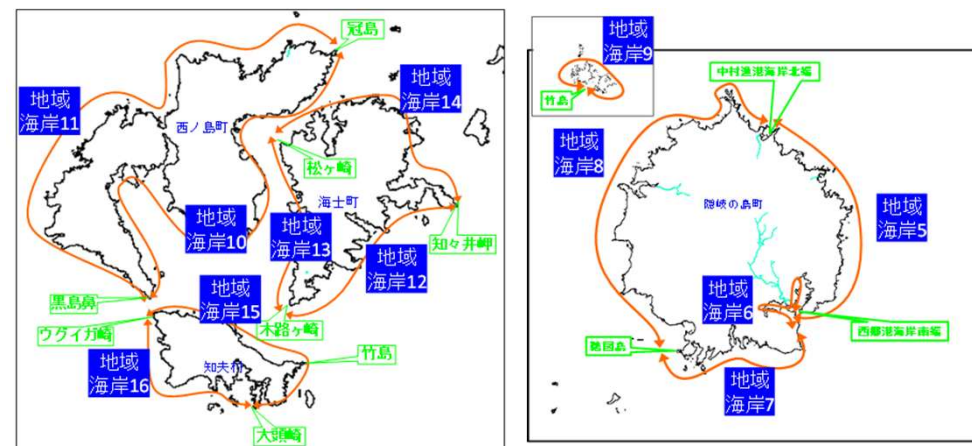
※総延長は、平成20年4月1日現在

出典：「島根県地震・津波被害想定調査報告書（平成30年3月）」

【目次構成】

The map illustrates the study area in the Seto Inland Sea, Japan. It shows four designated regional coastal areas (地域海岸) numbered 1 to 4. Key locations and features include:

- Regional Coastal Areas (地域海岸):**
 - 地域海岸1 (Regional Coastal Area 1)
 - 地域海岸2 (Regional Coastal Area 2)
 - 地域海岸3 (Regional Coastal Area 3)
 - 地域海岸4 (Regional Coastal Area 4)
- Cities and Towns:** 益田市 (Matsuyama City), 浜田市 (Hamamatsu City), 江津市 (Hatsugaki City), 大田市 (Ōta City), 出雲市 (Izumi City), 松江市 (Matsuyama City), and 安来市 (Yasuyama City).
- Geographical Features:** 十六島鼻 (Jūhachijima no Saki), 追分鼻 (Oiwake no Saki), 仁万漁港海岸北端 (North End of Niwano Fishing Port Coast), and 斐伊川 (Hii River).
- Scale and Orientation:** A scale bar indicates distances from 0 to 10 km. A north arrow is located in the bottom left corner.



出典：「鳥根県地震・津波被害想定調査報告書（平成30年3月）」

市町村ごとの断層別の最大波到達時間と津波最高水位

									(分)
地域海岸名	市町村名	F24	F28	F30	F55	F56	F57	F60	H24- Hamada
地域海岸1	益田市	166	-	-	-	-	44	-	27
	浜田市	159	-	-	-	-	27	-	9
	江津市	149	-	-	-	-	21	-	7
	大田市	144	-	-	-	-	16	-	9
地域海岸2	大田市	144	-	144	-	17	14	121	-
	出雲市	141	-	143	-	14	15	127	-
地域海岸3	出雲市	129	121	-	-	5	-	-	-
地域海岸4	出雲市	131	122	138	35	-	-	-	-
	松江市	123	115	130	6	-	-	-	-
地域海岸5	隠岐の島町	83	-	-	24	-	-	-	-
地域海岸6	隠岐の島町	106	-	-	26	-	-	-	-
地域海岸7	隠岐の島町	96	-	105	24	-	-	-	-
地域海岸8	隠岐の島町	87	80	95	31	-	-	-	-
地域海岸10	西ノ島町	120	-	-	34	-	-	-	-
地域海岸11	西ノ島町	105	98	-	-	-	31	-	-
地域海岸12	海士町	110	105	120	27	-	-	-	-
地域海岸13	海士町	113	-	-	32	-	-	-	-
地域海岸14	海士町	103	107	111	27	-	-	-	-
地域海岸15	知夫村	120	-	-	29	-	-	-	-
地域海岸16	知夫村	117	111	-	29	-	-	-	-
	安来市	125	120	150	10	-	-	-	-

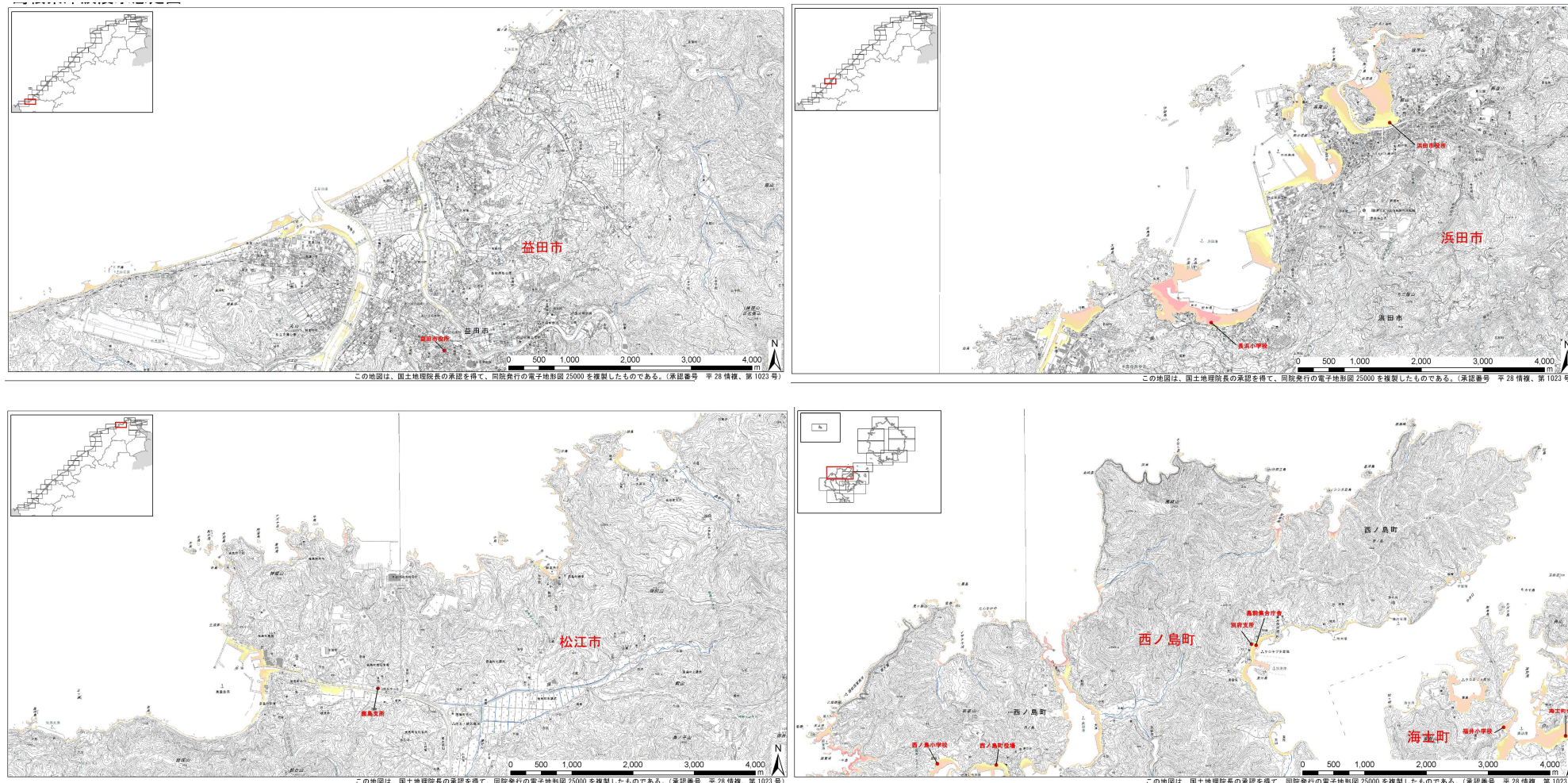
※津波到達時間（海面変動影響開始時間）（分）（海面に±0.2mの水位変動が生じるまでの時間）
※安来市の津波到達時間は、地域海岸が隣接していないため「美保関町海崎（海崎港海岸）」の到達時間を採用した。

[illegible]

1. 想定する津波(参考)

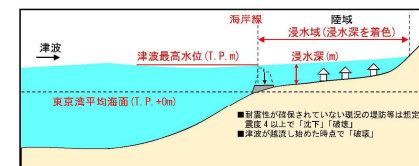
【目次構成】
1.2.3. 想定する津波

島根県津波浸水想定図（抜粋）



【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波（L2 津波）が悪条件下において発生した場合に想定される、浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 「最大クラスの津波（L2 津波）」は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したのですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、遅れて来襲する第二波以降に最大となる場所もあります。
- 砂浜や河川内の州などは常に形や標高が変動するため、実際の浸水域、浸水深も変化します。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性があります。



浸水深

5.0m以上～10.0m未満
3.0m以上～5.0m未満
1.0m以上～3.0m未満
0.5m以上～1.0m未満
0.3m以上～0.5m未満
～0.3m未満

作成者 : 島根県
作成月日: 平成 29 年 3 月

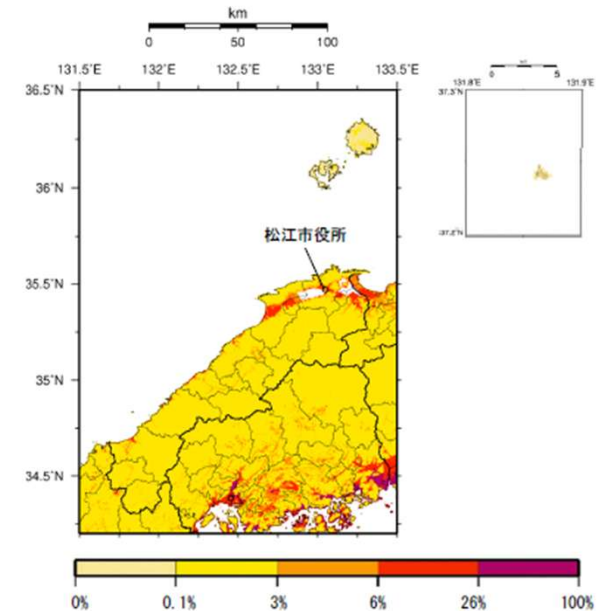
1. 想定する地震(訓練シナリオ対象地震の選定)

【目次構成】
1.2.2. 想定する震度

- 今後30年以内に地震の発生ランクがSランク(活断層で3～26%未満)の**宍道断層と弥栄断層の地震を対象ケース**として具体的な訓練を実施し、課題を抽出

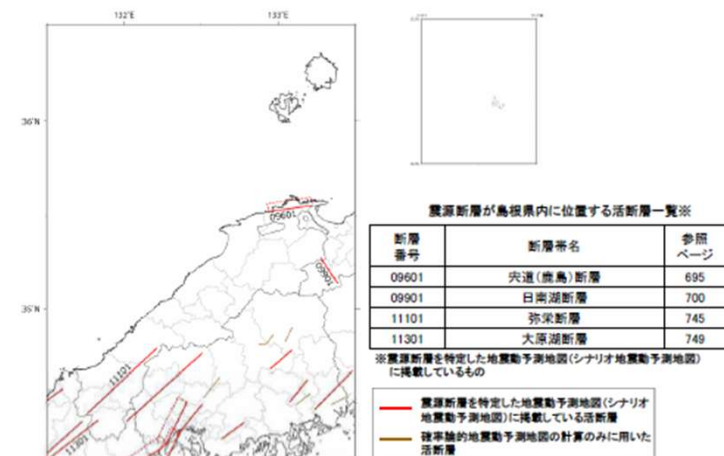
地震	マグニチュード	ランク (我が国の海溝型地震 および主な活断層 における相対的評価)	地震発生確率 (30年以内) 【地震発生率の留意点】
海溝型地震			
南海トラフ	南海トラフで発生する地震	8～9クラス	Ⅲランク 60%～90%程度以上(すべり量依存BPTモデル) 20%～50%(BPTモデル*1) *1 南海トラフの地震活動の長期評価(第二版一部改訂)におけるケースⅢの場合
日向灘及び 南西諸島海溝 周辺	日向灘	8程度	Xランク —
	ひとまわり小さい地震	7.0～7.5程度	Ⅲランク 80%程度
	安芸灘～伊予灘～豊後水道	6.7～7.4程度	Ⅲランク 40%程度
	九州中央部	7.0～7.5程度	Xランク —
内陸の活断層で発生する地震			
宍道(鹿島)断層	ケース1	7.0程度 もしくはそれ以上	Zランク ほぼ0%～0.003%
	ケース2	7.0程度 もしくはそれ以上	S*ランク 0.9%～6%
日南湖断層		6.7程度	Xランク 不明
弥栄断層		7.7程度	S*ランク ほぼ0%～6%
地福断層		7.2程度	Xランク 不明
大原湖断層		7.5程度	Xランク 不明
岡賀断層		7.8程度	Xランク 不明

(算定基準日: 2026年1月1日)



(モデル計算条件により確率ゼロまたは評価対象外のメッシュは白色表示)

今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率



震源断層が島根県内に位置する活断層一覧※

断層番号	断層名	参照ページ
09601	宍道(鹿島)断層	695
09901	日南湖断層	700
11101	弥栄断層	745
11301	大原湖断層	749

※震源断層を特定した地震動予測地図(シナリオ地震動予測地図)に掲載しているもの

震源断層を特定した地震動予測地図(シナリオ地震動予測地図)に掲載している活断層
確率的な地震動予測地図の計算に用いた活断層

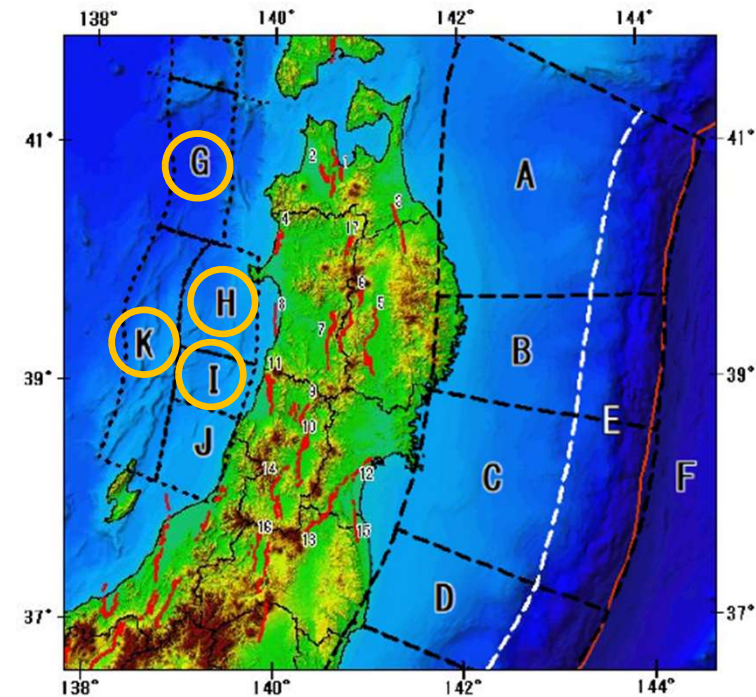
確率的な地震動予測地図の計算に用いた活断層

1. 想定する地震(参考:日本海東縁部の発生確率)

【目次構成】
1.2.2. 想定する震度

- 日本海東縁部では、今後30年以内に地震の発生ランクがⅡ（海溝型地震で3～26%未満）の地震は、秋田県沖と佐渡島北方沖の2地震
- 島根県津波浸水想定図において、浸水範囲は沿岸部の一部の地域に限られているため、個別に課題を抽出

地震	マグニチュード	ランク (我が国の海溝型地震 および主な活断層 における相対的評価)	地震発生確率 (30年以内) 【地震発生確率等の留意点】
海溝型地震			
日本海溝沿い	超巨大地震 (東北地方太平洋沖型)	9.0程度	Iランク ほぼ0%
	青森県東方沖及び岩手県沖北部	7.9程度	Ⅲランク 20%～40%
	ひとまわり小さい プレート間地震	7.0～7.5程度	Ⅲランク 90%程度以上
	岩手県沖南部	7.0～7.5程度	Ⅲランク 30%程度
	宮城県沖	7.9程度	Ⅱランク 20%程度
	ひとまわり小さい プレート間地震	7.0～7.5程度	Ⅲランク 90%程度
	宮城県沖の 陸寄りの地震 (宮城県沖地震)	7.4前後	Ⅲランク 80%～90%程度以上
	福島県沖	7.0～7.5程度	Ⅲランク 50%程度
	茨城県沖	7.0～7.5程度	Ⅲランク 80%程度
	青森県東方沖から房総沖にかけての海溝寄り	Mt 8.6～9.0	Ⅲランク 30%程度
日本海東縁部	沈み込んだプレート内の地震	7.0～7.5程度	Ⅲランク 60%～70%
	海溝軸外側	8.2前後	Ⅱランク 7%
	青森県西方沖 G (F24断層)	7.7前後	Iランク ほぼ0%
	秋田県沖 H 山形県沖 I (F28断層)	7.5程度 7.7前後	Ⅱランク Iランク 3%程度以下 ほぼ0%
	新潟県北部沖	7.5前後	Iランク ほぼ0%
日本海東縁部	佐渡島北方沖 K (F30断層)	7.8程度	Ⅱランク 3%～6%



A: 青森県東方沖及び岩手県沖北部 B: 岩手県沖南部 C: 宮城県沖 D: 福島県沖
E: 青森県東方沖から房総沖の海溝寄り F: 海溝軸外側 G: 青森県西方沖
H: 秋田県沖 I: 山形県沖 J: 新潟県北部沖 K: 佐渡島北方沖
L: 超巨大地震(東北地方太平洋沖型) M: 沈み込んだプレート内の地震(具体的な地域は特定できない)

1. 対象災害10地震の検討項目の整理

【目次構成】
1.2.2. 想定する震度

- 10地震全てで被災量を算定し、資機材の過不足を確認。また、啓開実施者を割付
- 宍道断層・弥栄断層の2地震で訓練を行い、課題等を抽出し、計画の見直しに反映

項目	10地震全て	宍道断層・弥栄断層の2地震
被災量の算定 (橋梁等の段差、法面崩落、 沿道建物の崩壊等)	○	○
資機材の過不足の確認	○	○
啓開実施者の割付	○	○
啓開ルート・目標の設定	2段階 広域支援ルート(概ね24時間以内) 被災地進出・被災地内ルート (概ね72時間以内)	3段階 広域支援ルート(概ね24時間以内) 被災地進出ルート(概ね48時間以内) 被災地内ルート(概ね72時間以内)
当面の訓練対象地震	×	○

課題等を抽出し、計画の見直しに反映

道路啓開の目標と 優先的に道路啓開を実施する 路線・区間について (2号・3号関係)

【目次構成(案)】

2. 道路啓開の目標

3. 優先的に啓開を実施する路線・区間

3.1. 防災拠点の設定

3.2. 被災地域への啓開路線の設定

3.2.1. 啓開候補路線の考え方

3.2.2. 被災地支援に向けた優先的に道路啓開を実施する路線・区間の設定

3.2.3. 海路・空路を活用したアクセスルートの確保

赤文字：今回方針決定したい項目

青文字：今回概要説明し、次回以降検討する項目

黒文字：次回以降に説明、検討する項目

2・3. 道路啓開の目標（2号関係）

【ガイドライン記載事項】

被災地へのアクセスルートの道路啓開について、発災から概ね72 時間以内を目標として道路ネットワークの整備状況を踏まえ、以下を基本として優先順位をつけながら、道路啓開を実施する（図1）

- ① **広域支援ルート** : 発災から概ね**24時間以内**
（くしの軸となるルート等）
- ② **被災地進出ルート** : 発災から概ね**48時間以内**
（くしの歯となるルート等）
- ③ **被災地内ルート** : 発災から概ね**72時間以内**

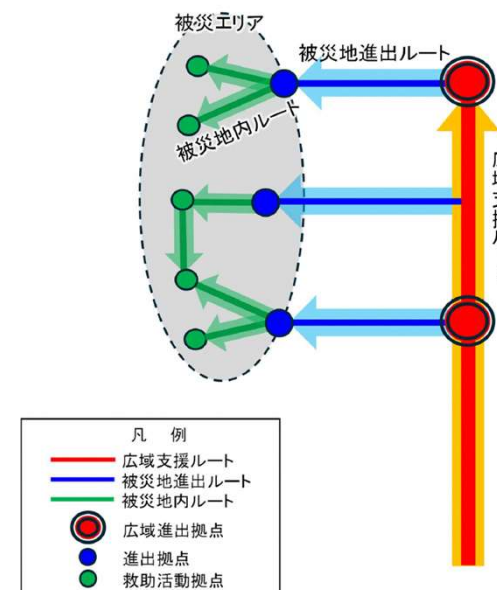


図1. 道路啓開ルートのイメージ

参考：防災基本計画（令和7年7月 中央防災会議）

発災当初の72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする

2・3. 被災地域への啓開路線の設定の考え方

【目次構成】

3.2.1. 啓開候補路線の考え方

啓開候補路線の考え方

- 啓開候補路線は、下表の考え方に基づき、**緊急輸送道路に指定されている路線を基本**として、ルート役割及び機能に応じて、「広域支援ルート」、「被災地進出ルート」、「被災地内ルート」の3つに分類して設定する。

中国地方道路啓開計画の設定

種別	定義	啓開 目標時間 (目安)
広域支援ルート	被災地外から甚大被災地域までの広域移動ルート(高速道路等)及び高速道路ICから広域進出拠点までを接続するルート	概ね24時間以内
被災地進出ルート	広域支援ルートから進出拠点を接続するルート	概ね48時間以内
被災地内ルート	広域支援ルート又は被災地進出ルートから救助活動拠点を接続するルート	概ね72時間以内

2・3. 島根県道路啓開の目標設定(案)

【目次構成】
2. 道路啓開の目標

【設定案1】

様々な地域で発生する地震・津波被害に対応できるよう、**県内全域の緊急輸送道路を対象**に啓開を実施する路線・区間の設定(現行の概ね24時間、概ね72時間の2段階)や、啓開作業実施者の割付などを行う

【設定案2】

全国地震動予測地図で今後30年以内に地震発生の確率がある**宍道断層と弥栄断層の地震**は、設定案1で設定した②'被災地進出・被災地内ルート**を②被災地進出ルート(概ね48時間以内)と③被災地内ルート(概ね72時間以内)にわけて3段階の設定とする**

県内全域で設定(現計画)

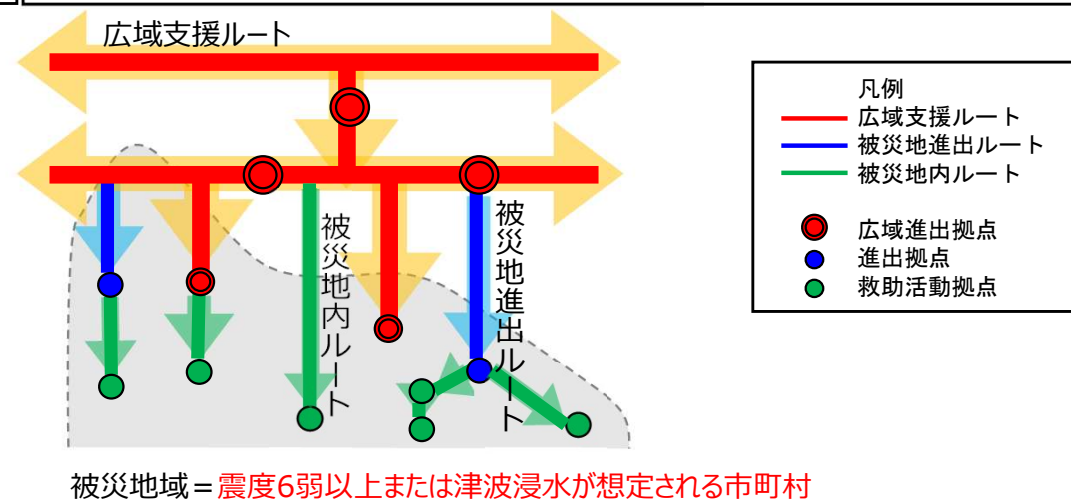
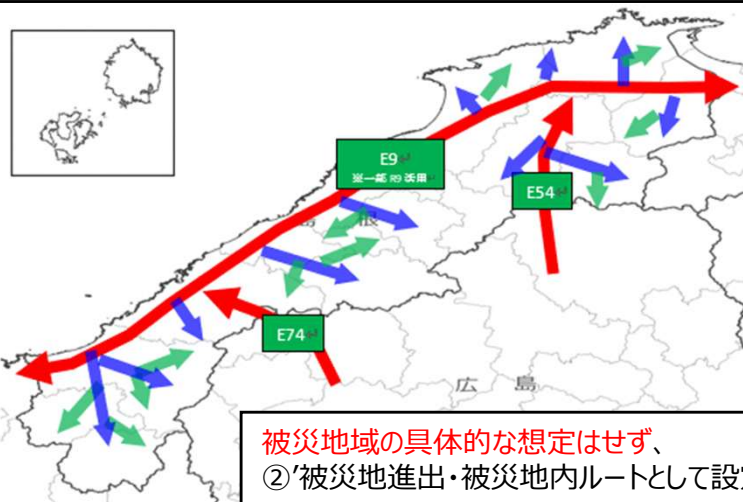
宍道断層と弥栄断層の地震を対象に設定

【設定案 1】

- ① **広域支援ルート** : 発災から概ね24時間以内
⇒高速道路等の広域移動ルート及び広域進出拠点**までのルート**
- ②' **被災地進出・被災地内ルート**
: 発災から概ね72時間以内
⇒**進出拠点・救助活動拠点までのルート**

【設定案 2】

- ① **広域支援ルート** : 発災から概ね24時間以内
⇒高速道路等の広域移動ルート及び広域進出拠点**までのルート**
- ② **被災地進出ルート** : 発災から概ね48時間以内
⇒**進出拠点までのルート**
- ③ **被災地内ルート** : 発災から概ね72時間以内
⇒**救助活動拠点までのルート**



2・3. 防災拠点の設定

【目次構成】
3.1. 防災拠点の設定

- 道路啓開の目標を達成するために必要となる防災拠点として、広域進出拠点、進出拠点、救助活動拠点を設定する
- なお、防災拠点は、島根県及び各市町村の地域防災計画、島根県緊急輸送道路ネットワーク計画で示されている防災拠点を基本として選定する

中国地方道路啓開計画の防災拠点の考え方

種別	定義	分類	施設	出典
広域 進出 拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一次的な目標となる拠点	広域進出拠点	SA、駐屯地	具体計画
			道の駅	地域防災計画等
	災害対策を行う行政機関が災害対策本部を設置する拠点	災害対策拠点	整備局・事務所、県庁・事務所、市町村役場	地域防災計画等
	救命・救助活動の司令塔となる拠点	救命活動拠点	災害拠点病院	地域防災計画等
		救助活動拠点	自衛隊駐屯地、警察本部・警察署、消防本部・消防署	地域防災計画等
進出 拠点	被災県に向かって広域応援部隊の移動や支援物資を輸送をする際の目標となる拠点	進出拠点	PA	具体計画
			道の駅	地域防災計画等
		輸送活動拠点	広域物資輸送拠点・その他輸送拠点、道の駅、空港、ヘリポート、港湾	地域防災計画等
救助 活動 拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点	ライフライン活動拠点	水道局、電力関係施設、通信関係施設、製油所・油槽所	具体計画 地域防災計画等

2・3. 防災拠点の設定

【目次構成】
3.1. 防災拠点の設定

- 能登半島地震を踏まえ、令和7年9月に島根県緊急輸送道路ネットワーク計画を改定

改訂事項

- 県と市町村の地域防災計画、現行の島根県道路啓開計画との連携
- 島根半島部におけるネットワークの強化を図るため、**島根半島部に位置する港湾・漁港、場外離着陸場等**について追加

防災拠点			緊急輸送道路		
種類	拠点名		第1次	第2次	第3次
地方公共団体	都道府県庁・地方機関等の所在地	県庁舎	○		
		道路・空港・港湾事務所		○	
		各局(上下水道、保健所)		○	○
	地方生活圏中心都市の市役所・役場等の所在地	市役所・役場庁舎	○		
		各局(上下水道、ガス)		○	
	市町村役場の所在地	－		○	
	都道府県市町村支所等の所在地	－		○	
指定行政機関／ 指定地方行政機関	道路管理者（国土交通省関係）の所在地	各事務所		○	
	港湾・空港関係（国土交通省関係）、運輸局、気象庁関係の所在地	各事務所		○	○
	その他行政機関の所在地	警察本部	○		
	(消防、警察、海上保安庁等)	各署・部・事務所等		○	○

防災拠点			緊急輸送道路		
種類	拠点名		第1次	第2次	第3次
指定公共機関／ 指定地方公共機関	西日本高速道路(株)、 公社等道路管理者の所在地	各本社・支社		○	
		各工事・調査事務所		○	
		各管理事務所		○	
	電気、電話、ガス、油槽所等 ライフライン管理者の所在地	各本社・支社		○	
		各管理事務所		○	○
	鉄道関係管理者の所在地	各本社・支社		○	
		管理事務所		○	
	放送局の所在地	各本社・支社		○	○
	その他の所在地 (日赤等医療機関等)	各本社・支社他		○	○
	自衛隊	自衛隊基地の所在地		○	
		－			

防災拠点			緊急輸送道路		
種類	拠点名		第1次	第2次	第3次
救援物資等の 備蓄拠点又は 集積拠点	空港の所在地	拠点空港 地方管理空港	○		
	ヘリポートの所在地	－		○	○
	港湾、漁港の所在地	重要/地方	○	○	
		防災上重要な漁港	○		
		避難港	○		
		その他の港湾、漁港		○	○
	鉄道駅前広場等の所在地	中心都市駅前広場			○
		その他駅前広場			○
	広域防災拠点（備蓄基地） 国・市町村が定めている物資集積地 その他集積備蓄基地の所在地	－	○	○	
	道路空間等を活用した防災拠点 (IC、SA・PA、道の駅、ポケットパーク) の所在地	－		○	
	広域支援部隊の集結拠点 (道の駅)の所在地	－	○		
災害医療拠点	総合病院等の所在地	－	○	○	○
災害応急対策・復旧拠点	県立都市公園の所在地	－		○	
発電所	原子力発電所、火力発電所の所在地	－		○	

桃色：島根県独自の防災拠点

2・3. 優先的に道路啓開を実施する路線・区間（3号関係）

【目次構成】

3.2.3. 海路・空路を活用したアクセスルートの確保

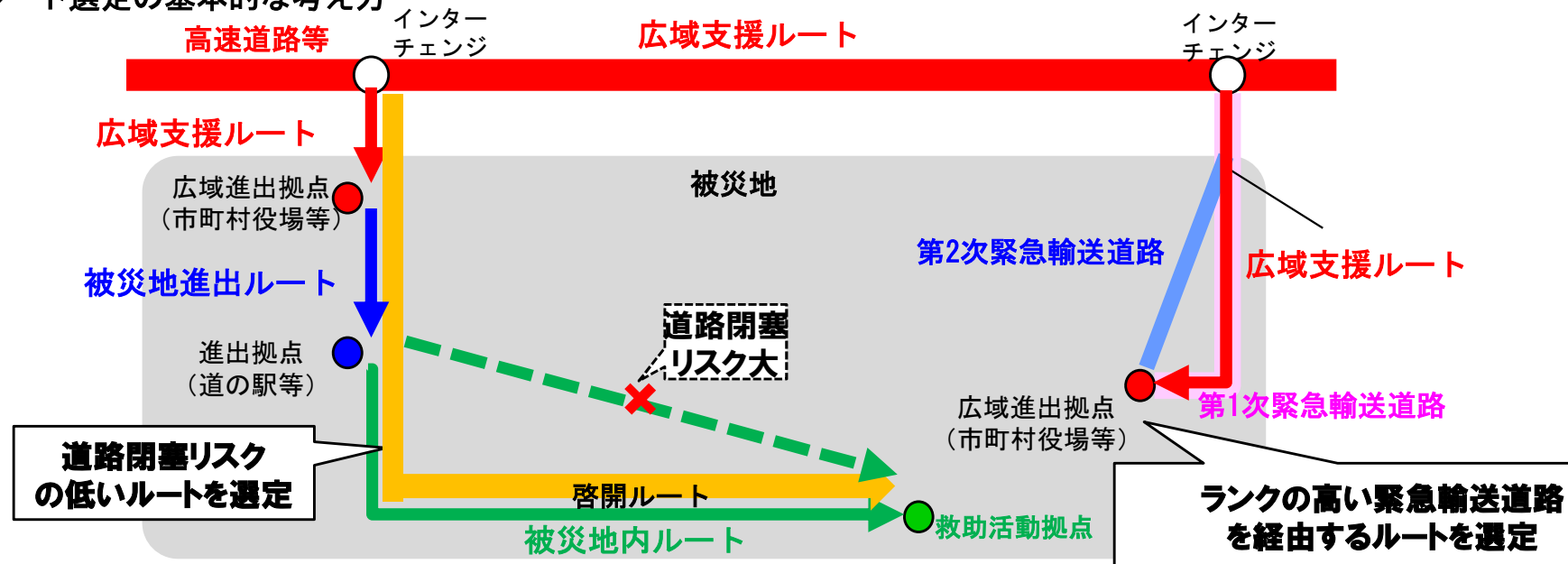
【ガイドライン記載事項】

- 道路啓開の目標を達成するために必要となる対象拠点及び路線・区間を選定し、**優先順位を明確化した路線・区間のリスト及び地図を作成**する。
- 能登半島地震を踏まえ、陸路でのアクセスが限られる半島部等においては、**空路や海路を活用したアクセスルートの補完**についても、関係機関と調整を行うことが必要である。
- 発災後については、本計画で設定した路線・区間の優先順位を基本としつつも、実際の被害状況や**孤立集落等**に関する情報を踏まえ、関係者間で**臨機応変に優先順位の調整を行うことが必要**である。

検討事項

- 島根県緊急輸送道路ネットワーク計画で整理した防災拠点について、**接続ルートの被災リスクなどを精査し、啓開ルートを選定**

▼啓開ルート選定の基本的な考え方



道路啓開の方法について (4号関係)

【目次構成(案)】

4. 道路啓開の方法

4.1. 道路啓開作業

4.1.1. 道路啓開の作業体制の構築

4.1.2. 啓開ルート決定

4.1.3. 道路啓開の作業要領

4.2. 道路啓開作業の手順(タイムライン)

4.3. 管理区分を超えた道路啓開の実施

4.4. 道路啓開を実施する建設業者等

赤文字：今回方針決定したい項目

青文字：今回概要説明し、次回以降検討する項目

黒文字：次回以降に説明、検討する項目

4. 道路啓開作業

【目次構成】

4.1.3. 道路啓開の作業要領

- 道路啓開に当たっては、人命救助を最優先として作業を行うものとし、建物倒壊がれき・津波堆積物、橋梁段差、盛土・斜面崩壊・落石、放置車両、倒壊電柱の被害に対し、緊急車両の通行帯として**1車線(啓開幅5 m)を確保**することを基本とする

○建物倒壊がれき・津波堆積物



- 建物倒壊や、津波により運ばれたがれき等が道路に堆積し、車両の通行を遮断

・バックホウやブルドーザにより撤去し、道路脇の支障のならない場所へ移動

⇒

・いずれの道路においても発生するため必要資機材の算定に考慮

○橋梁段差



- 地震動などにより橋台部分に段差が生じ、車両の通行に支障

・土のうや鉄板などにより段差を解消

⇒

・多数の橋梁において発生する可能性が高いため、必要資機材の算定に考慮

4. 道路啓開作業

【目次構成】

4.1.3. 道路啓開の作業要領

○盛土・斜面崩壊・落石



- ・ 盛土崩壊に伴う道路陥落により車両の通行を遮断
- ・ 斜面の崩落や落石に伴う道路上の土砂等堆積により車両の通行に支障

- ・ 盛土崩壊：迂回路を設定
- ・ 斜面崩壊・落石：道路上の堆積物をバックホウなどにより撤去



- ・ 能登半島地震時に、盛土部や切土部での災害も発生していることから**必要資機材の算定に考慮**

○放置車両



- ・ 避難者等により道路上に放置された車両によって緊急車両の通行に支障

- ・ バックホウやブルドーザにより撤去し、道路脇の支障のならない場所へ移動



- ・ いずれの道路においても発生するため**必要資機材の算定に考慮**

○電柱の倒壊



- ・ 電柱又は道路標識の折損・倒壊により、車両の通行に支障

- ・ 電気又は通信関係の技術者の現地派遣を依頼し、通電の有無の確認及び必要な応急処置や仮移設等を実施した上で、電柱管理者が撤去



- ・ 多くの区間で発生する可能性が高いため**必要資機材の算定に考慮**

4. 道路啓開作業

道路啓開の役割

- 道路啓開を実施するに当たっては、**役割分担**に基づき、道路啓開に関係する各機関が**相互に連携**の上で実施
- 特に、土砂崩落等により要救助者が存在する可能性がある場合には、人命救助を担う警察、消防、医療機関及び自衛隊と連携し、救助活動の進捗や安全確保に配慮しながら道路啓開を実施

道路啓開の役割分担（中国地方道路啓開計画より）

状況	役割						
	災害対策本部 （中国地整・ 県・政令市）	道路管理者 建設業協会等 協定団体	ライフライン事業者	警察	消防	自衛隊	医療機関
1. 道路 パト ロール	被害状況 確認・集約	パトロールによる 被害状況調査	被害状況調査 （ライフライン）	交通規制			
2. 人命 救助		要救助者の 発見・通報		通報を受け現地に出動 がれき内の捜索・救助・救出活動			
					救急搬送		救命・ 救急活動
3. 放置 車両の 移動・ 撤去		放置車両の移動 ・撤去（災害対策 基本法第76条の6）					
4. 道路 占用物 件の処 理		ライフラインの異常を 発見・通報	ライフライン対応 電柱、電線 危険物（ガス） 上下水道施設				
5. がれ きの撤 去		対象道路のがれき撤去 段差解消				がれき撤去 段差解消	

4. 道路啓開作業の手順(タイムライン)

【目次構成】

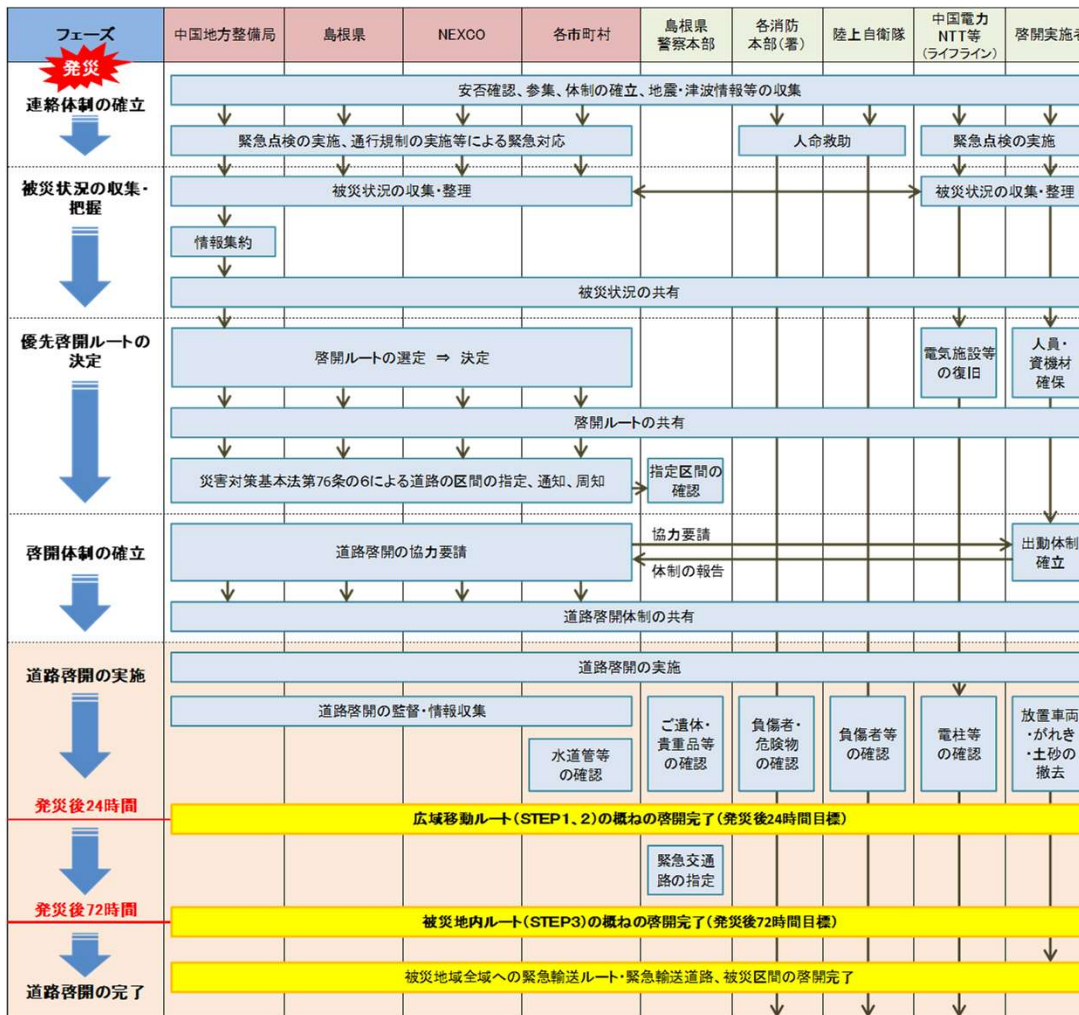
4.2. 道路啓開作業の手順(タイムライン)

【ガイドライン記載事項】

(1) 道路啓開作業の手順(タイムライン)

道路啓開の目標とする地震発生から72 時間までに必要となる道路管理者及び関係者が実施すべき事項について、役割分担を明確にしてタイムラインを作成する。その中で、津波や余震・後発地震に関わる警報等が発出された場合における啓開作業の実施の可否等の対応についても明確にすることが必要である。

島根県道路啓開計画(現行)



- いつ、誰が、何を実施するか役割分担を明確にした具体的なタイムラインを作成し、関係者間で共有したうえで、相互に連携し、実効性の高い道路啓開を目指す。
- 道路啓開対応については、タイムラインを基本としつつも、実際の災害の状況に応じて、臨機応変な対応を行うものとする。
- タイムラインに基づき、道路管理者及び関係機関は、情報伝達体制図に従い、情報の収集及び伝達を確実に行う。

4. 道路啓開を実施する建設業者の範囲

【目次構成】

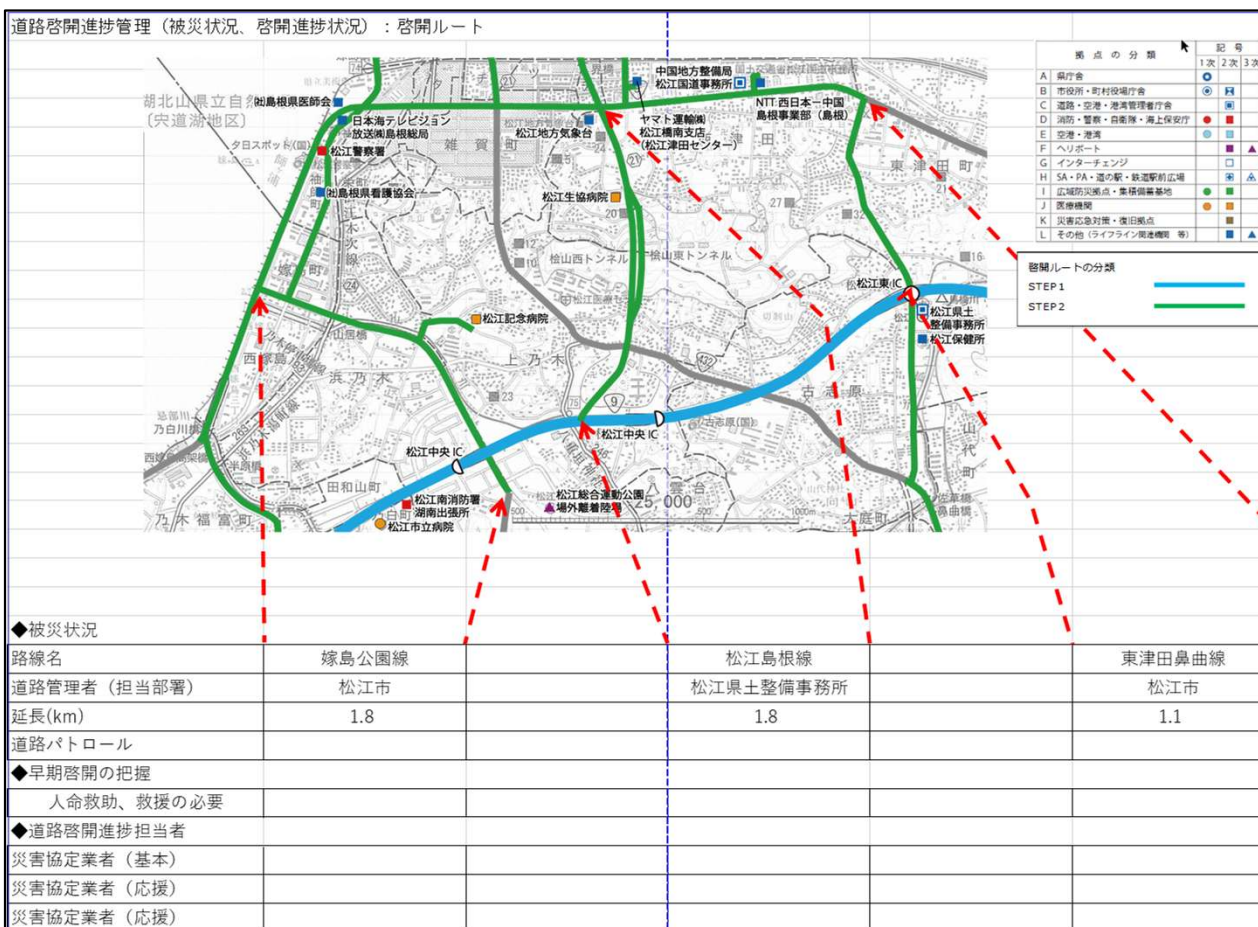
4.4. 道路啓開を実施する建設業者等

【ガイドライン記載事項】

(3) 道路啓開を実施する建設業者の範囲について

- 各道路管理者において道路維持工事等を契約している道路維持業者や、建設業協会等と締結する災害協定により、啓開路線・区間毎又はエリア毎に建設業者等の啓開作業の実施範囲を定めておくことが望ましい。

島根県道路啓開計画(現行)



- 現行の割付図を更新
- 島根県緊急輸送道路ネットワーク計画(令和7年9月)改定時に島根半島部のネットワークを強化するため、緊急輸送道路を追加

⇒追加した区間の割付図の作成と時点更新が必要

資機材の備蓄・調達 (5号関係)

【目次構成(案)】

5. 資機材の備蓄・調達

5.1. 資機材の必要量の算出

5.1.1. 被害想定

5.1.2. 被災想定に対する必要資機材量

5.2. 備蓄量及び不足量の確認

5.3. 不足量の対応(調達)

5.4. 備蓄量の確認と見直し

5.5. 想定を超えた状況への対応

5.6. その他

5.6.1. 仮置き場の確保

5.6.2. 燃料調達体制

赤文字：今回方針決定したい項目

青文字：今回概要説明し、次回以降検討する項目

黒文字：次回以降に説明、検討する項目

5. 資機材の備蓄・調達(5号関係)

【目次構成】

- 5.1. 資機材の必要量の算出
- 5.2. 備蓄量及び不足量の確認
- 5.3. 不足量の対応(調達)
- 5.4. 備蓄量の確認と見直し

【検討の流れと検討内容】

①必要量

- ・ 啓開を実施する路線・区間における**被災想定**(橋梁等の段差、法面崩落、沿道建物の崩壊等)を基に**資材**(土砂、碎石、土嚢袋、ブルーシート等)の**必要量**を算定
- ・ 啓開完了目標時間を踏まえ啓開作業の**パーティ数**を設定し、機材(建設機械を含む)の必要量を算定

②保有量

- ・ 被災想定に対応するための必要資機材を中心に道路管理者および災害協定業者の**保有量**を確認
※ 多様な対応を実施することも想定されるため、考えられる項目を収集

③不足量

- ・ 必要量に対する保有量を県土整備事務所(局)、事業所毎に確認
- ・ 保有量と比較して、**不足の有無**を確認

④調達計画

- ・ 資機材量が不足する場合は、他の事務所等の関係機関からの支援を想定。道路管理者での調達も想定
- ・ 道路管理者は、災害協定を締結した建設業者等における資機材の保有量について**年1回確認**をおこなう。

5. 被災想定の算定

【目次構成】
5.1. 資機材の必要量の算出

【被災想定の算定式】※中国地方道路啓開計画の考え方を参考に算定

想定項目	被災想定の方考え方	算定(算定根拠)																																																										
津波堆積物	・浸水域内において、津波により土砂・汚泥等が道路上に堆積すると想定。 ・堆積物は浸水域内において一様に分布すると仮定	啓開津波堆積物量 ＝ 道路啓開延長 × 啓開幅 × $\frac{\text{県別津波堆積物量}^{※3}}{\text{各県の浸水面積}^{※4}}$																																																										
建物倒壊がれき	【浸水範囲外】 ・震度6強以上で道路閉鎖リスクあり ・中国管内において、震度6強以上 ^{※1} かつ2車線以下の区間はある ^{※2} が、道路と沿道建物の距離が離れており、道路閉塞は生じない。 ・山間部においては建物密集度が低く、浸水域外での道路閉塞は発生しないと想定 【浸水範囲内】 ・建物ががれきが発生すると想定	啓開がれき量 ＝ 道路啓開延長 × 啓開幅 × $\frac{\text{県別がれき発生量}^{※3}}{\text{各県の浸水面積}^{※4}}$																																																										
橋梁段差	①液状化による段差の発生 ・周辺地盤が沈下することにより、橋台背面において段差が発生（液状化危険度想定：PL値15以上） ②揺れによる段差の発生 ・震度6弱以上 ^{※1} の地域において、耐震性能3の橋梁が揺れにより支承部からの逸脱による段差が発生	・1橋台あたり、30cmの段差ができると想定																																																										
段差/亀裂 盛土・斜面崩壊	・東日本大震災、能登半島地震の経験を踏まえた、震度別道路施設の被害率 ^{※5} から、直轄国道、補助国道、都道府県道等ごとに一定の割合 ^{※6} で、被災が起きることを想定 ^{※7}	<table><tr><th colspan="3">震度別道路施設被害率</th><th colspan="3">道路種別ごとの被災割合</th></tr><tr><th colspan="3">浸水範囲外</th><th colspan="3"></th></tr><tr><th rowspan="2">震度</th><th colspan="2">原単位(箇所/km)</th><th rowspan="2">種別</th><th colspan="2">原単位(箇所/km)</th></tr><tr><th>直轄国道</th><th>補助国道、県道等</th><th>直轄国道</th><th>補助国道、県道等</th></tr><tr><td>震度4以下</td><td>—</td><td>—</td><td>段差・亀裂</td><td>1.00</td><td>0.41</td></tr><tr><td>震度5弱</td><td>0.035</td><td>0.016</td><td>斜面崩落</td><td>0.00</td><td>0.54</td></tr><tr><td>震度5強</td><td>0.11</td><td>0.049</td><td>盛土崩落</td><td>0.00</td><td>0.05</td></tr><tr><td>震度6弱</td><td>0.16</td><td>0.071</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>震度6強</td><td>0.17</td><td>0.076</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>震度7</td><td>0.48</td><td>0.21</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	震度別道路施設被害率			道路種別ごとの被災割合			浸水範囲外						震度	原単位(箇所/km)		種別	原単位(箇所/km)		直轄国道	補助国道、県道等	直轄国道	補助国道、県道等	震度4以下	—	—	段差・亀裂	1.00	0.41	震度5弱	0.035	0.016	斜面崩落	0.00	0.54	震度5強	0.11	0.049	盛土崩落	0.00	0.05	震度6弱	0.16	0.071				震度6強	0.17	0.076				震度7	0.48	0.21			
震度別道路施設被害率			道路種別ごとの被災割合																																																									
浸水範囲外																																																												
震度	原単位(箇所/km)		種別	原単位(箇所/km)																																																								
	直轄国道	補助国道、県道等		直轄国道	補助国道、県道等																																																							
震度4以下	—	—	段差・亀裂	1.00	0.41																																																							
震度5弱	0.035	0.016	斜面崩落	0.00	0.54																																																							
震度5強	0.11	0.049	盛土崩落	0.00	0.05																																																							
震度6弱	0.16	0.071																																																										
震度6強	0.17	0.076																																																										
震度7	0.48	0.21																																																										
放置車両	・センサスデータのピーク時間交通量と混雑時平均旅行速度から求める交通密度に道路啓開延長を乗じて算定	放置車両台数(台) ^{※8} ＝ 交通密度(台/km) × 道路啓開延長(km) ^{※9}																																																										

※1南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（参考）被災想定手法の概要(令和7年3月31日)

※2広島県内・国道2号新倉交差点～本郷大橋東詰交差点

※3各県の災害廃棄物処理計画による値

※4南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会

※5 南海トラフ巨大地震の被害想定項目及び手法の概要における道路施設被災率(浸水域外)より

※6 能登半島地震で北陸地方整備局が道路啓開した被災実態を踏まえ、道路種別毎の被災割合(斜面崩落、盛土崩壊、亀裂・段差)を設定

※7 箇所の特定ではなく過去の被災の状況に基づき、延長に対する割合を設定

※8 路上車両台数は、「首都直下地震道路啓開計画検討協議会 首都直下地震道路啓開計画」を踏まえて以下のとおり設定

・立ち往生車両:6割・放置車両:3割・その他(被災して移動不能となった車両など):1割

※9津波浸水が想定される啓開候補路線を対象に算出

5. 資機材の必要量の算定

【目次構成】

5.1. 資機材の必要量の算出

【必要資機材の算定式】※中国地方道路啓開計画の考え方を参考に算定

- 道路啓開に必要な資機材の算定方法と日当たりの作業能力
- なお、道路啓開として緊急車両が通行可能な5mの幅員を確保することを目的とし、復旧/復興の数量は含まない

想定項目	必要資機材の考え方	日作業能力
津波堆積物	・バックホウ等により道路両脇へ移動 (資機材) バックホウ 2台 運転士 3名 作業員 2名	・320m/8h
建物倒壊 がれき	〃	〃
橋梁段差	(資機材) ・ブルドーザ:1台・タイヤローラ:1台・振動ローラ:1台 運転士 3名 作業員 4名 30cm段差 : 土砂6.7m ³ 碎石(10cm) 100m ²	・100橋台/日
段差/亀裂 盛土・斜面崩壊	【段差/亀裂】 ・迅速な啓開を念頭に、土砂や碎石などにより通行幅の段差を解消 ブルドーザー1台 作業員4名/班 【盛土崩壊】 ・崩壊箇所への盛土の施工、摺り付けによる通行幅の確保 ブルドーザ 1台 バックホウ1台 作業員9人 ・盛土 ・大型土のう 【斜面崩壊】 ・崩壊箇所の土砂の除去および土嚢設置による通行幅の確保 ブルドーザ 1台 バックホウ2台 作業員9人	・段差亀裂 10箇所/日 ・盛土崩壊(3m) 1.3箇所/日 ・斜面崩壊 13m/日
放置車両	・レッカー車もしくはホイールローダ:1台 ・運転手:1名	・放置車両 大型 20分/台 小型 3分/台 ・その他車両(破損等した車両) 大型 30分/台 小型 3分/台

実践的な訓練（6号関係）

【目次構成(案)】

6. 実践的な訓練

赤文字：今回方針決定したい項目

青文字：今回概要説明し、次回以降検討する項目

黒文字：次回以降に説明、検討する項目

【ガイドライン記載事項】

- 発災後の道路啓開の円滑な実施のため、道路啓開計画に盛り込まれた内容を踏まえ、訓練内容を充実し、計画的に実施することが必要である。このため、地方整備局等においては、以下の主な訓練メニューを適宜組み合わせ、**年1回以上**、ブロック単位での**訓練を実施**する計画を作成する。各都道府県における訓練についても、同様に実施することが望ましい。

＜主な訓練メニュー＞

- 啓開路線・区間の被災情報等の収集や、啓開作業を実施する建設業者等への情報の伝達を行う**情報収集・伝達訓練**
- 孤立集落解消やライフラインの迅速な機能復旧に向けた、**優先ルートを選定訓練**
- 土砂・瓦礫撤去や**車両移動等の訓練**
- 倒壊した電柱や倒木の**撤去訓練**
- 海路、空路等を活用した**啓開ルート確保訓練** 等
- 訓練には道路管理者の他、自衛隊、警察、消防、災害協定企業、ライフライン事業者、地方公共団体の関係部局、技術系NPO 等の関係者の参加について調整する。
- 道路啓開計画に基づく訓練に要する費用については、道路管理者の負担を基本とする。

6. 実践的な訓練（6号関係）

- 中国地方道路啓開計画を参考に今後、協議会で検討

表 6-1 訓練メニュー例と参加対象機関

訓練メニュー	訓練内容	参加対象機関 (中国地方道路啓開協議会構成機関)
情報収集 伝達訓練	災害時の情報通信機器の操作訓練	道路管理者、県、政令市、消防、通信事業者
	啓開路線・区間の被災情報等の収集や、道路啓開作業を実施する建設業者等への情報の伝達	道路管理者、高速道路事業者、県・政令市、協定業者
	道路啓開情報の伝達訓練	道路管理者、県・政令市、ライフライン事業者、他地整等
優先ルート 選定訓練	緊急物資輸送、人命救助に向けた優先ルート選定（航路、空路等の活用）	道路管理者、県・政令市、港湾管理者、空港管理者
	孤立集落解消やライフラインの迅速な機能復旧に向けた優先ルート選定	道路管理者、県・政令市
実動訓練	道路啓開のための重機操作訓練	道路管理者、協定業者
	土砂・がれき・放置車両撤去訓練	道路管理者、協定業者
	電柱や倒木の撤去訓練	道路管理者、電力事業者、通信事業者、自衛隊（倒木対応）
	負傷者、ご遺体への対応訓練	道路管理者、警察、消防
	地下埋設物、危険物への対応訓練	道路管理者、上下水道事業者、ガス事業者、消防
	道路啓開作業中の上下水道への対応	広島県土木建築部都市環境整備課 (公社) 日本水道協会
	道路啓開作業中のガス施設への対応	広島ガス(株)、 (一社) 日本コミュニティーガス協会
道路啓開と 特定緊急水 防活動との 調整に係る 訓練	長期浸水が想定されるエリアにおいて早期の浸水解消が必要な被災地内ルートに係る調整手順の確認訓練	道路管理者、県・政令市（水防管理者）

情報収集・伝達(7号関係)

【目次構成(案)】

7. 情報収集・伝達

赤文字：今回方針決定したい項目

青文字：今回概要説明し、次回以降検討する項目

黒文字：次回以降に説明、検討する項目

【ガイドライン記載事項】

- ・道路啓開作業の手順(タイムライン)を踏まえて、道路管理者と関係機関における情報収集・伝達に関わる体制・系統図等を整理する。
- ・その際、孤立集落の情報については、発災後に優先的に道路啓開を実施する路線・区間を調整するために重要であり、地方公共団体、警察、消防、自衛隊等の関係機関からの情報収集に関わる体制について整理する。
- ・同様に、電気、ガス、上下水道などライフラインや、公共交通の被害情報の収集に関わる体制についても整理する。なお、ライフライン、公共交通については、道路法第28条の2に基づく道路啓開計画協議会とは別途、発災後の対応を調整するための会議体を事前に組織することが必要である。

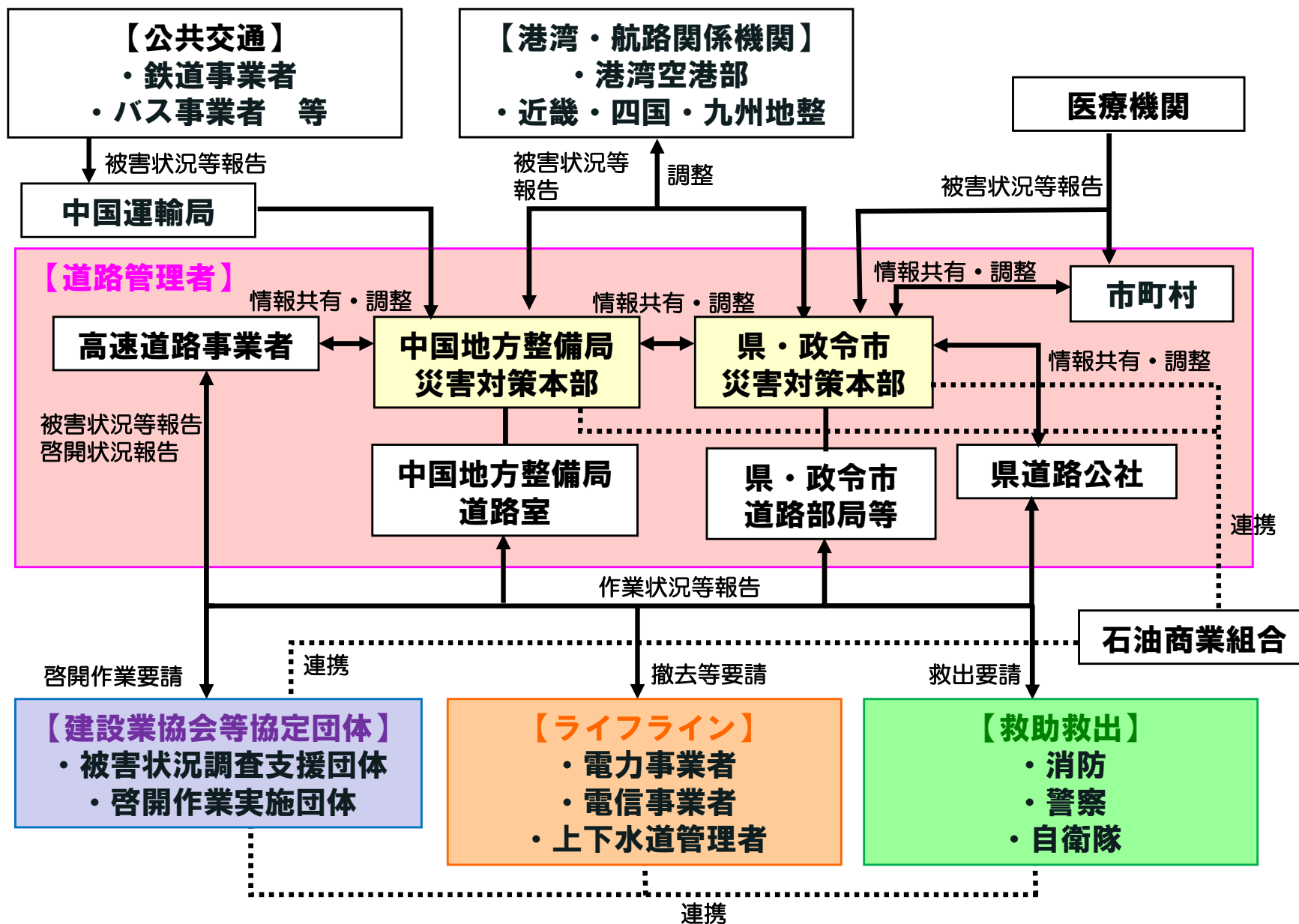


- ・ガイドラインの記載を踏まえ、以下の事項に係る体制について整理する
 - (1) 道路管理者と関係機関との情報収集・伝達
 - 道路啓開タイムラインに基づく、関係機関との情報伝達体制
 - (2) 孤立集落等被害状況に係る情報収集
 - 孤立集落等被害発生に係る情報伝達体制
 - (3) ライフラインや公共交通の被害情報の収集
 - ライフライン、公共交通の被害情報伝達体制

7.情報収集・伝達

【目次構成】
7. 情報収集・伝達

- 中国地方道路啓開計画を参考に今後、協議会で検討



その他（8号関係）

【目次構成(案)】

8. その他

- 8.1. 道路啓開計画策定協議会
- 8.2. 道路啓開計画のスパイラルアップ(定期的な計画の見直し)
- 8.3. 「道の駅」の活用
- 8.4. 道路啓開ルートのリスクの整理
- 8.5. 地域の道路ネットワークの課題等
- 8.6. 複合災害について
 - 8.6.1. 他の自然災害との複合災害について
 - 8.6.2. 原子力災害との複合災害について

赤文字：今回方針決定したい項目

青文字：今回概要説明し、次回以降検討する項目

黒文字：次回以降に説明、検討する項目

8.道路啓開計画協議会関係

【目次構成】

8.1. 道路啓開計画策定協議会

【ガイドライン記載事項】

- 協議会は、道路啓開計画に関係する道路管理者、高速道路会社、地方道路公社をはじめ、実働組織（警察、消防、自衛隊）、建設関連団体（建設、測量調査、コンサルタント、建設機械レンタル等）、ライフライン関係事業者（電気、通信、水道、ガス等）等で構成する。
- 啓開路線・区間に農道・林道を含む場合は当該管理者、空路・海路を活用する場合は当該施設管理者の参加を調整する。また、地域の実情を踏まえ、各都道府県の福祉部局や技術系 NPO 等についても、協議会への参加について調整する。
- なお、協議会については、ワーキンググループを設置し、計画策定に必要な課題について、広く関係者の参加を促し、検討を行うことが望ましい。

- 今回、中国地方道路啓開協議会の構成員を参考に構成員を追加
- 今後、関係機関との連携強化を図るため、**必要に応じて構成員を追加**

8.定期的な計画見直し

【目次構成】
8.2. 道路啓開計画のスパイラルアップ
(定期的な計画の見直し)

【ガイドライン記載事項】

- 道路啓開計画は、**5年に1回の見直し**を行うことを基本とし、地域の被災想定の見直し、地域防災計画の改定、緊急輸送道路の整備進捗、今後の災害における教訓等を踏まえ、必要な対応の充実を図ることとする。
- 中国地方道路啓計画を参考に、見直し内容を検討

(参考) 中国地方道路啓開計画の見直し

頻度	内容
1年に1回	- 建設業者の増減を踏まえた啓開作業の実施範囲の更新（4号関係） 資機材の備蓄・調達の更新（5号関係） - 訓練で得られた課題等を踏まえた訓練メニュー・内容の更新（6号関係） 情報伝達系統等の更新（7号関係）
5年に1回	全体的な計画の精査、更新（2～8号関係）
適宜※	- 被害想定の見直しを踏まえた被災リスクの更新（1号関係） - 地域防災計画等の改定を踏まえた道路啓開目標の更新（2号関係） - 道路啓開目標の更新や道路整備の進展状況を踏まえた優先的に道路啓開を実施する路線・区間の更新（3号関係） - 路線・区間の更新を踏まえた啓開作業の実施範囲の更新（4号関係）

8.「道の駅」の活用

【目次構成】
8.3.「道の駅」の活用

【ガイドライン記載事項】

- 「道の駅」は、道路啓開をはじめ緊急復旧や救命救助、物資輸送を行う機関の集積拠点としての活用を行うため、道路啓開ルートと沿線の「道の駅」について、地図上に整理するとともに、各「道の駅」の防災機能の現状や、必要に応じて課題等についても整理する。

- 各「道の駅」の防災機能の現状や、必要に応じて課題等について整理

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画の防災拠点一覧表（道の駅）

防 災 拠 点		区 分			摘 要		住 所		区 分
種 類	拠 点 名	第 1 次	第 2 次	第 3 次					
道路空間を活用した防災拠点の所在地									
道の駅	あらエッサ		○		安来市中海町	[国道9号]	安来市	中海町118-1	H－2
	本庄		○		松江市野原町	[国道431号]	松江市	野原町401-8	H－2
	秋鹿なぎさ公園		○		松江市岡本町	[国道431号]	松江市	岡本町 1048-1	H－2
	さくらの里きすき		○		雲南市木次町山方	[国道54号]	雲南市	木次町山方1134-31	H－2
	おろちの里		○		雲南市木次町北原	[国道314号]	雲南市	木次町北原1603	H－2
	掛合の里	○			雲南市掛合町掛合	[国道54号]	雲南市	掛合町掛合1800-2	H－1
	たたらば壱番地		○		雲南市吉田町吉田	[松江自動車道]	雲南市	吉田町吉田4378-31	H－2
	頓原		○		飯石郡飯南町花栗	[国道54号]	飯石郡	飯南町花栗48	H－2
	赤来高原		○		飯石郡飯南町下赤名	[国道54号]	飯石郡	飯南町下赤名880-3	H－2
	奥出雲おろちループ		○		仁多郡奥出雲町八川	[国道314号]	仁多郡	奥出雲町八川2500-294	H－2
	酒蔵奥出雲交流館		○		仁多郡奥出雲町亀嵩	[国道432号]	仁多郡	奥出雲町亀嵩1380-1	H－2
	湯の川		○		出雲市斐川町学頭	[国道9号]	出雲市	斐川町学頭 825-2	H－2
	大社ご縁広場		○		出雲市大社町修理免	[（一）斐川出雲大社線]	出雲市	大社町修理免 735-5	H－2
	キララ多伎		○		出雲市多伎町多岐	[国道9号]	出雲市	多伎町多岐135-1	H－2
	ロード銀山		○		大田市久手町刺鹿	[国道9号]	大田市	久手町刺鹿1945-1	H－2
	グリーンロード大和		○		邑智郡美郷町長藤	[国道375号]	邑智郡	美郷町長藤 248-2	H－2
	邑南の里		○		邑智郡邑南町下田所	[国道261号]	邑智郡	邑南町下田所263-1	H－2
	インフォメーションセンターかわもと		○		邑智郡川本町大字因原	[国道261号]	邑智郡	川本町大字因原505-5	H－2
	サンビコごうつ		○		江津市後地町	[国道9号]	江津市	後地町995-1	H－2
	ゆうひパーク浜田		○		浜田市原井町	[国道9号]	浜田市	原井町1203-1	H－2
	ゆうひパーク三隅		○		浜田市三隅町折居	[国道9号]	浜田市	三隅町折居220-1	H－2
	サンエイト美都		○		益田市美都町宇津川口	[国道191号]	益田市	美都町宇津川口586-2	H－2
	匹見峡		○		益田市匹見町道川	[国道191号]	益田市	匹見町道川イ65-1	H－2
	シルクウェイにちはら		○		鹿足郡津和野町池村	[国道9号]	鹿足郡	津和野町池村1997-4	H－2
	津和野温泉なごみの里		○		鹿足郡津和野町鷺原	[（主）萩津和野線]	鹿足郡	津和野町鷺原イ256	H－2
	むいかいち温泉		○		鹿足郡吉賀町有飯	[（主）六日市錦線]	鹿足郡	吉賀町有飯225-2	H－2
	かきのきむら		○		鹿足郡吉賀町柿木村柿木	[国道187号]	鹿足郡	吉賀町柿木村柿木500-1	H－2
	ごいせ仁摩		○		大田市仁摩町大国	[（主）仁摩邑南線]	大田市	仁摩町大国42-1	H－2

8.道路啓開ルートの方々の整理

【ガイドライン記載事項】

- 道路啓開ルートにおける橋梁の耐震化や盛土対策の実施状況や、無電柱化や沿道建築物の耐震化の**実施状況**を**地図上に整理**し、**事前の迂回ルートの設定**や、**啓開訓練等への活用**を検討する。
- 想定する**リスクの種類・原因**と道路啓開作業への**影響**及び**対応方針**を整理
- 道路啓開ルートの防災上のリスクを整理
- リスク箇所**については、道路啓開訓練等への活用を検討するとともに、順次対策が実施されていることから、その**進捗状況**に応じて、**適宜見直す**

（参考）中国地方道路啓開計画

想定するリスクの種類と道路啓開作業への影響及び対応方針

リスク	リスクの原因	道路啓開作業への影響	対応方針
橋梁（落橋）	落橋等防止性能が未対策	・前進不可	・代替路の検討 ・海路、空路を活用したアクセス ・中長期的には仮橋設置
盛土・のり面の崩落	盛土対策の未実施	・道路啓開作業の遅延	・代替路の検討
沿道建築物の倒壊	沿道建築物耐震化の遅れ		
倒壊電柱	無電柱化施策の遅れ		

8.地域の道路ネットワークの課題等の整理

【目次構成】
8.5. 地域の道路ネットワークの課題等

【ガイドライン記載事項】

- 道路啓開計画の検討を進める中で確認された、道路啓開を実施するために隘路となる箇所等、**地域の道路ネットワークの課題等**について**整理**する。

- 中国地方道路啓計画を参考に、課題と対応方針を検討

(参考) 中国地方道路啓開計画

表 地域の道路ネットワークの課題と対応方針

課題	内容	対応方針
被災地域における課題	沿岸部の被災地進出ルート等には、震度6弱の揺れや津波浸水が想定される地域が分布しており、山陽側の主要幹線道路等では、災害時に被災地進出や道路啓開の支障となるおそれがある。	・ 橋梁・構造物の耐震化を進めるとともに、津波浸水が想定される区間では、事業中のバイパス等を活用した迂回路の確保により、幹線道路ネットワークの信頼性向上を図る。
山陰から山陽への広域支援ルートの課題	山陰から山陽への広域支援のため、日本海国土軸を担う山陰道をはじめとする広域支援ルートの確保が重要となる。一方、山陰道には未整備・事業中区間が残り、南北の主要幹線道路等では山間部の狭隘区間が広域輸送の支障となるおそれがある。	・ 山陰道のミッシングリンク解消を進めるとともに、南北幹線道路の機能強化により、安定的な広域支援ルートの形成を図る。
他地方への広域支援ルートの課題	大規模地震時に九州への広域支援ルートとなる下関～北九州間もネットワークの脆弱性が課題である。	・ 緊急輸送ルート及び代替ルートの確保、九州地方の広域的な被災地へのアクセス強化が必要である。

【ガイドライン記載事項】

- 1) 他の自然災害との複合災害について
 - 最近では、**能登半島地震後の奥能登豪雨**により、多数の土砂崩壊が発生し、厳しい現場条件の下で、再度の道路啓開が必要となったところである。この様に、地震・津波災害に加え、火山災害、雪害、風水害（洪水、土砂）が**同時もしくは後発で発生することも想定し**、道路啓開の安全かつ着実な実施に向けた備えを検討することが重要である。
 - このため、地震後の豪雨における、地盤の緩みによる土砂崩壊リスク、河川施設の地震被害による洪水リスクなど**想定されうるシナリオや課題について整理し**、あらかじめ**関係者間で認識を共有**することが必要である。
 - また、これに対応した道路啓開を実施するための情報収集や体制の確保について、今後順次策定を行う火山災害、雪害、風水害（洪水、土砂）に関わる道路啓開計画の検討と並行して、関係者間で検討を進めることが必要である。

- 想定されうるシナリオや課題を整理
- **土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域**などリスクを**図面で整理し**、あらかじめ関係者間で認識を共有

【ガイドライン記載事項】

2) 原子力災害との複合災害について

- 原子力立地地域においては、自然災害に伴う道路啓開ルートに、原子力災害の避難計画に位置付けられた**避難ルート（緊急輸送道路以外も含む）等を重ね合わせたルート図**を作成し、（避難路が被災した場合は、道路啓開の優先路線・区間に追加するなど）複合災害時の優先啓開ルートの**関係者間の円滑な調整**を図る。
- 道路管理者、建設業者等による**道路啓開の現地作業**については、緊急事態の区分（①警戒事態、②施設敷地緊急事態、③全面緊急事態）や、重点区域の区分（PAZ、UPZ）に応じた対応（作業中止や退避等）について、**安全確保に十分留意**し、各地域の避難計画等を踏まえた運用を検討する。
- 原子力施設の立地地域においては、**道路啓開作業の判断**に際して、**緊急事態情報やモニタリング情報**等が不可欠であるため、これらの情報について、道路管理者が、原子力災害対策本部や地方公共団体等から、**確実に収集するための体制**（連絡系統図、リエゾンの派遣等）を構築する。また、現地啓開作業を実施する建設業者に対して、道路管理者から、作業の実施、継続、中止、退避等の**情報を確実に伝達するための体制**を構築する。
- 道路管理者は、原子力災害情報の収集・伝達の実効性向上のため、原子力関係部局、地方公共団体が実施する原子力防災訓練等に参加する。あわせて、建設業者等への情報伝達の訓練を実施する。

- 東北地方など、原子力発電所が存在する地域の道路啓開計画を参考に検討する